

# (参考)現行の精神保健福祉士養成施設の設備基準について

		指定規則	指導要領
昼間課程 夜間課程	1学級の定員	40人以下	
	普通教室	同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。	学生1人当たり1.65m <sup>2</sup> (内法方法)以上
	演習室	少なくとも学生20人につき1室を有すること。	
	実習指導室	精神保健福祉援助実習の指導を行うための実習指導室を有すること。	・視聴覚機器の備え付け
	その他	教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。	・図書室 ・科目に関する専門図書を1,000冊以上 ・学術雑誌を10種類以上
通信課程	1学級の定員	なし	
	講義室	面接授業実施期間中に確保されていること。	
	演習室	少なくとも学生20人につき1室を、面接授業実施期間中に確保されていること。	
	実習指導室	なし	
	その他	なし	



## IV 実習・演習

## IV－① 実習・演習の教育内容

- 教育カリキュラム全体の見直しを踏まえ、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、実習・演習に関する教育内容についても、充実・強化を図ることとする。
- 実習については、これまでの実習指導や現場実習等が統合された教育内容から、実習指導と現場実習を個別科目として明確に区分して、各々の教育内容を充実することとする。
- 現場実習については、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等と精神科病院等の医療機関の両方で行うことが、精神保健福祉士の専門性の確保の観点から不可欠であることから、現行の180時間（目安）から210時間へ拡充して、実習内容を充実することとする。
- さらに、精神保健福祉士に「求められる役割」が十分に發揮できるよう教育をする観点から、精神科病院等の医療機関における実習を必須として、90時間以上行うことを基本とするとともに、実習で経験すべき内容についても充実することとする。
- 地域の障害福祉サービス事業を行う施設等における、障害者を対象とした相談援助においては、ソーシャルワークとしての共通の知識・技術を以て、相談援助が実践できるよう教育する内容であることから、社会福祉士の「相談援助実習」を履修している学生については、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除可能とすることとする。

- 演習については、相談援助の知識と技術をより実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化・理論化し体系立てができるようにする観点から、演習時間数の拡充を行い教育内容の充実を行うこととする。
- 相談援助の知識と技術のうち、ソーシャルワーク実践に必要とされる基礎的な援助技術の習得に関する科目（演習Ⅰ）と、精神障害者等の事例を活用した援助技術の科目（演習Ⅱ）とに分けて、前者（演習Ⅰ）については社会福祉士の「相談援助演習」の履修を以て、読み替え可能とすることとする。
- また、現行、大学等においては、指定科目の名称と一致する科目の名称により、教育が行われていれば、養成施設の教育内容と同等であるものとして取り扱われているところであるが、特に実習・演習については、大学等によってその教育内容にばらつきが大きいとの指摘を踏まえ、教育内容や時間数についての基準を課すこととする。

# 精神保健福祉援助演習Ⅰ（30時間）

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none"><li>精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る基礎的な知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</li><li>① 相談援助に係る基礎的な知識と技術に関する具体的な実技を用いること。</li><li>② 個別指導並びに集団指導を通して、地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談事例を体系的にとりあげること。</li></ul>	<p>以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 自己覚知</li><li>イ 基本的なコミュニケーション技術の習得</li><li>ウ 基本的な面接技術の習得</li><li>エ グループダイナミクス活用技術の習得</li><li>オ 情報の収集・整理・伝達の技術の習得</li><li>カ 課題の発見・分析・解決の技術の習得</li><li>キ 記録の技術の習得</li><li>ク 地域福祉の基盤整備に係る事例を活用し、次に掲げる事柄について実技指導を行うこと。<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握</li><li>● 地域アセスメント</li><li>● 地域福祉の計画</li><li>● ネットワーキング</li><li>● 社会資源の活用・調整・開発</li><li>● サービス評価</li></ul></li></ul>

(注1)精神保健福祉援助の知識と技術に係る科目として主に「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ」、「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ」、「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「精神保健福祉援助実習」、「精神保健福祉援助実習指導」などの科目。

(注2)精神保健福祉援助演習の実施にあたっては、精神保健福祉援助実習指導、精神保健福祉援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分に踏まえること。

# 精神保健福祉援助演習Ⅱ（60時間）

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none"><li>精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</li></ul> <p>① 総合的かつ包括的な相談援助、医療と協働・連携する相談援助に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。</p> <p>② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレーティング等)を中心とする演習形態により行うこと。</p>	<p>① 以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。</p> <p>ア 次に掲げる具体的な課題別の精神保健福祉援助の事例(集団に対する事例を含む)を活用し、実現に向けた精神保健福祉課題を理解し、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 社会的排除</li><li>● 退院支援、地域移行、地域生活継続</li><li>● ピアサポート</li><li>● 地域における精神保健(自殺、ひきこもり、児童虐待、薬物・アルコール依存等)</li><li>● 教育、就労(雇用)</li><li>● 貧困、低所得、ホームレス</li><li>● 精神科リハビリテーション</li><li>● その他の危機状態にある精神保健福祉</li></ul> <p>イ アに掲げる事例を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● インテーク(受理面接)</li><li>● 契約</li><li>● アセスメント(課題分析)</li><li>● プランニング(支援の計画)</li><li>● 支援の実施</li><li>● モニタリング(経過観察)</li><li>● 効果測定と支援の評価</li><li>● 終結とアフターケア</li></ul> <p>ウ イの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● アウトリーチ</li><li>● ケアマネジメント</li><li>● チームアプローチ</li><li>● ネットワーキング</li><li>● 社会資源の活用・調整・開発</li></ul>

シラバスの内容

ねらい	含まれるべき事項
	<p>② 精神保健福祉援助実習後に行うこと</p> <p>精神保健福祉相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、精神保健福祉援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p>

(注1)精神保健福祉援助の知識と技術に係る科目として主に「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ」、「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ」、「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「精神保健福祉援助実習」、「精神保健福祉援助実習指導」などの科目。

(注2)精神保健福祉援助演習の実施にあたっては、精神保健福祉援助実習指導、精神保健福祉援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分に踏まえること。

# 精神保健福祉援助実習指導(90時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none"><li>精神保健福祉援助実習の意義について理解する。</li><li>精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。</li><li>精神保健福祉援助実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。</li><li>精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</li><li>具体的な体験や援助活動を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 次に掲げる事項について個別指導及び集団指導<ul style="list-style-type: none"><li>ア 精神保健福祉援助実習と精神保健福祉援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義</li><li>イ 精神保健医療福祉の現状(利用者理解を含む)に関する基本的な理解</li><li>ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解</li><li>エ 現場体験学習及び見学実習</li><li>オ 実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解</li><li>カ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解</li><li>キ 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解(個人情報保護法の理解を含む)</li><li>ク 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解</li><li>ケ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成</li><li>コ 巡回指導(訪問指導、スーパービジョン)</li><li>サ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成</li><li>シ 実習の評価全体総括会</li></ul></li></ul>

- (注1) 精神保健福祉援助実習を効果的にすすめるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。
- (注2) 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うものとする。
- (注3) 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

# 精神保健福祉援助実習(210時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none"><li>精神保健福祉援助実習を通して、精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術等を体得する。</li><li>精神保健福祉援助実習を通して、精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する。</li><li>精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</li><li>総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する。</li></ul>	<p>① 精神科病院等の病院において実習を行う学生は、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助</p> <p>イ 退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者及びその家族への相談援助</p> <p>ウ 多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助</p> <p>② 精神科診療所において実習を行う学生は、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <p>ア 治療中の患者及びその家族への相談援助</p> <p>イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助</p> <p>ウ 地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助</p> <p>③ 学生は、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等や精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <p>ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成</p> <p>イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成</p> <p>ウ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との支援関係の形成</p> <p>エ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワーメントを含む)とその評価</p>